

「60GHz帯の周波数の電波を利用する無線設備の高度化に係る技術的条件」 に関する検討の進め方

「小電力の無線システムの高度化に必要な技術的条件」（諮問第2009号）に関する調査事項について委員会が調査検討のために必要とする情報を収集し、委員会の審議を促進させるために「60GHz帯無線設備作業班」を設置することとする。

1 技術的条件を調査するための前提条件

(1) 対象周波数

現在、画像伝送及びデータ伝送用無線システムに使用されている60GHz帯(57～66GHz)を対象とする。

(2) 被干渉・与干渉システムの範囲

(1)に掲げる周波数帯と重複及び近接する無線システム

2 調査事項

60GHz 帯を利用する無線設備の高度化に向けて、1(1)に掲げる周波数帯の利用状況等を考慮しつつ、以下の事項を調査・検討。

(1) 国際動向、今後の利活用方策及び普及予測

(2) 60GHz 帯無線設備の高度化に係る技術的条件

(3) 1(1)に掲げる周波数帯と重複及び近接する無線システムとの共用条件、運用条件

(4) 電波防護指針への適合

(5) 上記以外の項目についても、必要に応じて調査を行う。

3 スケジュール

資料60作1-8のとおり。